

東御市湯の丸高原スポーツ交流施設ネーミングライツ・パートナー募集要項

東御市では、東御市湯の丸高原スポーツ交流施設の健全で安定した施設運営を確立し、湯の丸高原への来訪者のサービス向上と地域経済の活性化に寄与するため、施設にふさわしい愛称をつけることができる権利（ネーミングライツ）を取得するネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）を以下の通り募集します。

1 募集期間

当面の間、随時受け付けます。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとします。

2 対象施設等

(1) 命名権付与対象物件

東御市公の施設設置条例に基づき設置もしくは設置が予定されている以下の施設。

①全天候型 400mトラック

②湯の丸高原荘

③屋内運動施設（特設プール）（令和元年10月20日供用開始予定）

④包括的呼称である「東御市湯の丸高原スポーツ交流施設」についても対象とします。

※下記3(1)のネーミングライツ料には、①から④を包含した金額で応募してください。

※ 別紙1「湯の丸高原施設整備イメージ図」参照

(2) 対象施設の概要

①個別施設の年間利用者(平成30年度実績及び今後の見込)

ア 全天候型 400mトラック

(令和元年5月末日現在)

	2018年度実績	2019年度見込	2020年度見込
利用者総数(人)	4,753	6,950	7,000

※ 上記、2019年度以後の数値は、既予約済を考慮した見込数値です。

イ 湯の丸高原荘

(令和元年5月末日現在)

	2018年度実績		2019年度(見込)		2020年度(見込)	
	陸上	水泳	陸上	水泳	陸上	水泳
宿泊総数(泊)	5,165		11,500		14,000	
高原荘(泊)	2,525	—	4,000	3,000	4,000	4,000
上記以外(泊)	2,640	—	4,000	500	4,500	1,500

※ 上記、2019年度以後の数値は、既予約済を考慮した見込数値です。

ウ 屋内運動施設（特設プール）

（令和元年5月末日現在）

	2018 年度実績	2019 年度（見込）	2020 年度（見込）
利用者総数（人）	—	4,500	7,900

※ 上記、2019 年度以後の数値は、既予約済を考慮した見込数値です。

②各種メディアへの露出実績

テレビ・新聞	NHK報道特集、TBS連続ドラマロケ地、中京テレビ、信越放送、日本経済新聞、東京新聞、信濃毎日新聞 等
雑誌等	トレーニングジャーナル、Number、月刊水泳、スイミングマガジン 等

3 契約希望条件

(1) ネーミングライツ料

年額 3,500 万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 愛称設定期間

3 年以上

(3) 愛称使用開始時期

パートナーとの協議により決定します。

4 愛称設定条件

(1) 施設の名称に、企業名、商品名等を冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。公の施設であるため、市民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい名称（愛称）を提案してください。

(2) 「湯の丸高原」又は「湯の丸」を含んだ名称（愛称）を提案してください。

(3) 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正を行うものではありません。

(4) 施設利用者の混乱を避けるため、協定期間内の名称変更はできません。

また、新名称（愛称）が定着するまで、条例上の名称を併記させていただく場合があります。

※ 別紙 2 「愛称付与のイメージ」参照

5 パートナーの特典

パートナー企業等には、ネーミングの他に、次の特典を付与します。内容等の詳細は別途協議の上、決定するものとします。

なお、施設の特性上、指定管理者との協議、利用者の要請により、特典の内容が一部制限されることがあります。

また、これらの特典の権利について、第三者への権利譲渡や転貸等はありません。

(1) 施設広報物・看板等の表記

施設のパンフレット、ホームページ等の施設広報物や施設内外の看板・案内表示等に新名称

(愛称)や、ネーミングライツ・パートナーが提案するロゴタイプ・シンボルマークを表記することができます(広告の掲示はできません。)

なお、具体的な掲示場所及び掲示内容については、関係機関等を含め別途協議いたします。

(2) 展示・広告スペースの無料使用

パートナー企業等の商品等を展示できるPRコーナーを一定期間無料で設置できます。

なお、具体的な期間等については、指定管理者を含め別途協議いたします。

(3) 協定期間満了後も更新可能とし、優先交渉権があります。

※(1)、(2)共に展示ケースや掲示板等は、パートナー企業等に負担していただきます。

6 ネーミングライツによる費用負担

市とパートナーの費用負担は、次の表によるものとします。なお、詳細については、双方協議のうえ、協定書等において定めることとします。

区分	市	パートナー企業等
ネーミングライツ料		○
新規看板等の設置		○
敷地内外の看板等の表示変更(施設看板含む。)		○
協定期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更	○	

※パートナー企業等の費用負担は、ネーミングライツ料の他に別途ご負担いただきます。

※施設の表示等の変更・掲出は、市及び関係機関との協議を経て実施していただきます。

※敷地外の表示変更は、市及び関係機関との調整の上、可能な限り実施していただきます。

7 その他

(1) 上記3(1)(2)に示した契約希望条件を下回る応募も可能ですが、審査の項目となっているため審査の際、評価されます。

(2) 上記8及び9に記載したもの他、ご意見、ご提案がある場合は、申込書の提出を併せて提案してください。内容については、追加提案に係るネーミングライツ料の増額の有無を含め、パートナー企業選定後に当該企業、関係機関及び市が協議し、決定します。

なお、提案の内容によっては、希望に沿えない場合があります。

また、費用負担を伴う場合については、原則としてネーミングライツ料とは別にご負担いただきます。

8 応募手続

(1) 応募方法

提出書類を、申込期間中に持参又は郵便書留により郵送してください。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出書類

① ネーミングライツ申込書（様式 1）

印鑑証明書に登記された印鑑を押印してください。

② ネーミングライツ・パートナー応募に係る誓約書（様式 2）

② 印鑑証明書

③ 会社概要及び直近 3 ヶ年の決算報告

④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

⑤ 法人税、法人事業税、法人住民税の納税証明書（直近 1 年間）

⑥ 地域貢献やスポーツ振興活動に対する支援実績及び今後の計画（任意様式）

(4) 留意事項

① 申込に係る経費は全額提案（申込）者の負担とさせていただきます。

② 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

③ 提出書類等は返却しません。

④ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。また、東御市情報公開条例に基づき開示することがあります。

(5) 応募資格

応募資格を有する者は法人格を有する団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することが出来ません。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体

② 東御市指名停止等措置基準により指名停止等をうけている団体

③ 国税及び地方税を滞納している団体

④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）

⑤ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体

⑥ 公序良俗に反する事業を行う団体

⑦ 政治性又は宗教性のある事業を行う団体

⑧ 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体

⑨ その他、本市のパートナーとして不適当と認められる団体

(6) 申込先

〒389-0592 長野県東御市 281-2

東御市企画振興部文化・スポーツ振興課スポーツ係

電話：0268-75-1455（課直通）

(7) 質問の受付

① 質問方法

「質問票（様式 3）」により、ファックスで受け付けます。

ファクシミリ：0268-63-5431

② 質問期間

当面の間、随時受け付けます。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとします。

③ 回答方法

東御市ホームページ[URL : <http://www.city.tomi.nagano.jp/>]でお知らせします。

9 失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合や応募に際して不正行為があった場合は、選定の対象から除外又は失格とします。

10 パートナーの選定方法

(1) 優先交渉者の決定

優先交渉者の決定にあたっては、次の選定基準に沿って選定委員会審査要領を定め、選定委員会において総合的に審査します。

なお、応募者が1者のみの場合も、選定委員会において本市のパートナーとしての適否を審査し、優先交渉者を決定します。

また、必要に応じて応募企業等に対してのヒアリングを実施する場合があります。

【選定基準】

審査区分	審査項目	配点
応募企業等の状況	①経営の安定性（決算状況等）	10
	②社会貢献実績、当該ネーミングライツ関連事業に対する理解度及び熱意（別途様式）	20
	③法令等遵守（コンプライアンス対応状況等）	10
愛称	④親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージとの符合度合等	20
応募条件	⑤ネーミングライツ料（命名権料）提案額	30
	⑥期間	10
合 計		100

11 選定結果の報告

選定後、全ての応募者に対して文書で通知します。又、選定されたパートナー企業等を市ホームページで公表します。

12 協定の締結

優先交渉者との交渉の結果、命名権者として決定した者と、東御市とで当該ネーミングライツ・パートナーに関する協定を締結します。

なお、協定を締結したパートナー（命名権者）は、協定期間満了後の次期協定更新の際には、優

先的に交渉をすることができるものとします。

13 命名権料の使途

当該施設によりもたらされるサービスの向上に必要な事業（維持管理費等）の財源として活用します。

14 協定の解除

パートナー（命名権者）の信用失墜行為その他の事情により、施設のイメージが損なわれる恐れがあると認める場合、市は当該協定を解除することができるものとします。

15 パートナー（命名権者）の公表、愛称の普及

協定締結後、企業等名、施設の愛称、ネーミングライツ料、期間等について、市ホームページや印刷物等において公表し、その愛称を積極的に情報発信します。

16 指定管理者制度等導入施設にかかる留意点

対象施設等は指定管理者制度導入施設であるため、指定管理者制度の趣旨を鑑みながら、管理運営受託団体の不利益とならないよう、次の点に留意することとします。

(1) 費用負担

指定管理者がパートナーを兼ねる場合については、ネーミングライツ料は、指定管理にかかる管理経費とみなさないこととします。

また、ネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用負担については、パートナー、指定管理者及び市の３者の協議により決定することとします。

(2) その他

パートナー、指定管理者及び市の３者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するために、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。

17 問合せ先

〒389-0592 長野県東御市 281-2

東御市企画振興部文化・スポーツ振興課スポーツ係

電話：0268-75-1455（課直通）

ファクシミリ：0268-63-5431

電子メール：bunka-sports@city.tomi.nagano.jp